

第720回農地部会議事録

開催日時	平成29年1月5日(木) 午後3時30分から	
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	楠瀬 裕久・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博 成岡 三男・鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久 竹内 義昭・中山 忠明・前田 貴美雄・氏原 嗣志・宇賀 巖・上田 博 久保 壽美男・島田 研一	以上18名
欠席委員	西野 幸一・森本 常喜	以上2名
部会外出席委員	会長：門田 博文 会長職務代理者：大野 哲	以上2名
事務局出席者	吉良局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・宮地主任・竹内主任	以上5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第5号議案 非農地証明願の件</p> <p>議案外(報告) ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</p>	
備考〔添付書類〕	<p>○第720回農地部会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○現地写真(第1号議案 案件4)</p> <p>○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について</p> <p>○平成28年度 今後のスケジュール(案)</p>	

開 議 長	<p>(農地部会長 中山 忠明 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分))</p> <p>ただいまより第720回農地部会を開催いたします。今日は平成29年の最初の農地部会です。本年もよろしくお願いいたします。</p>
委員出欠状況報告 議 長	<p>本日は西野幸一委員、森本常喜委員より欠席の連絡をいただいております。部会委員総数20名中、出席委員数18名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。</p>
県農業会議員報告 議 長 門田会長 榮枝管理主幹	<p>県農業会議の常設審議委員会の報告について、取り扱いの変更の説明を門田会長よりお願いします。</p> <p>ご説明に先立ちまして、本日は平成29年度の最初の部会でありますので、新年の喜びを申し上げます。我々は本年の7月19日までが任期となっておりますが、それまで、絆を強くして、頑張ってお参りしましょう。</p> <p>さて、これまで、農業委員会ネットワーク機構に意見を諮問した案件につきましては、農業会議の常設審議委員会での審議の後、内容の報告をしておりましたが、報告の取り扱いを変更したいと思います。変更の内容について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>昨年の4月から、農用区域内農地、甲種農地、1種農地及び3,000㎡以上の農地転用については、農業委員会から県ネットワーク機構に対して諮問して、その結果を付して、県知事に送付することになっております。</p> <p>この県ネットワーク機構の常設審議委員会での審議内容については、会長より報告を受けておりましたが、その内容は、あくまで、転用許可手続きの途中段階のものであり、許可に関する最終結果ではありませんので、これからは、県知事が不許可とした場合のみ、事務局から報告させて頂きたいと思っております。</p>
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	<p>次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、楠瀬裕久委員、島田研一委員を指名いたします。</p>
議 議 長 宮地主任	<p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>今月は継続案件を含め、全体で9件の申請が出されております。議案書は2ページを</p>

お開きください。

案件1と案件2は、それぞれ、申請当事者間で農地の交換を行う案件となっておりますので、まとめて説明いたします。

案件1は、五台山、市街化区域、登記地目、宅地、現況、畑、319.25㎡の持分2分の1を、案件2は、五台山、市街化区域、登記地目、宅地、現況、畑、319.25㎡の持分2分の1を、交換により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が案件1の、緑に塗った所が案件2の、それぞれ申請地です。

案件1の申請書の別添によりますと、案件1の譲受人は現在所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、白菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と母も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのことです。

また、案件2の申請書の別添によりますと、案件2の譲受人は現在所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、小松菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、夫と長男も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、両案件とも、周辺と同様の耕作を予定しているため、特に影響はないと考えるとのことです。なお、各申請が許可となりますと、申請地はそれぞれ譲受人の単有の土地となります。

案件3は、重倉、その他の区域、田、421㎡、外3筆、合計1,927㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。なお、譲受人は四万十町にも農地を所有しているため、四万十町農業委員会にその耕作状況について確認したところ、全て耕作しているとの回答がありました。

農機具については、トラクター2台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件4と、議案書3ページの案件9は、譲受人が同じ案件となります

ので、まとめて説明いたします。

案件4は、5月の第712回農地部会以降、ご審議いただいておりますが、現地が耕作できる状態であると判断されなかったため、継続審議となっている案件です。

本案件は、久礼野、その他の区域、畑、2,653㎡を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請者には現地を耕作できる状態にするよう指導をし、現在、重機を入れて耕作できる状態にするための作業が進められておりますが、本日までに作業が終了したという連絡はいただいております。

なお、12月28日に事務局が現地確認を行った際の写真を本日机上配布しておりますので、そちらをご覧ください。

一番上の写真が、申請地の西側部分を写したものです。樹木は伐採されておりますが、切り株が残された状態となっております。

真ん中と下の写真は、申請地の北側部分を写したものです。おがくずを積んだ箇所がありました。

なお、譲受人は、譲り受けた後、申請地で柿とユズを耕作する予定であるとのことです。

また、議案書3ページの案件9は、春野町芳原、市街化調整区域、田、1,435㎡を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

本案件の申請地では、水稻を耕作する予定であるとのことです。

次に、譲受人の経営状況等について、説明させていただきます。

両案件の申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有する農地を全て耕作しているとのことです。

なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しているため、各農業委員会にそれぞれの耕作状況について確認したところ、いずれも耕作又は保全管理されているとの回答を事務局で確認しております。

農機具については、トラクター等11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5名の臨時雇用者もいるため、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、両案件とも、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書2ページから3ページにまいります、案件5は、布師田、市

街化調整区域，登記地目，山林，現況，畑，119 m²，外1筆，合計198.33 m²を，耕作便利のため，所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有及び借入する農地を全て耕作しており，今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。農機具については，耕運機1台を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり，効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については，農薬の使用方法等について，地域の防除基準に従い営農するため，特に影響がないと考えるとのことです。

案件6は，布師田，市街化調整区域，田，3,463 m²を，贈与により，所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有する農地を全て耕作しており，今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については，トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，他に妻も農業に従事していることから，効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については，周辺と同様の耕作を計画しているので，特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして，案件7は，大津乙，市街化調整区域，田，685 m²，外1筆，合計1,220 m²を，譲受人の希望により，経営拡大のため，所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有及び借入する農地を全て耕作しており，今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については，トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，他に両親と弟も農業に従事していることから，効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については，取得する田の周囲は水稻作地帯であり，取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため，特に影響がないと考えるとのことです。

案件8は，春野町弘岡上，市街化調整区域，畑，727 m²を，譲受人の希望により，経営拡大のため，所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は，所有する農地を全て耕作しており，今回の

	<p>申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。</p> <p>農機具についてはトラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。また譲受人は農作業の経験があるため効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。</p> <p>以上、案件4については、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>また、案件1から案件3、及び、案件5から案件9については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、現地については地元委員に確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。</p>
成岡委員	<p>案件1と2について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。</p>
竹内委員	<p>案件4については、地元委員の現地調査の結果を踏まえ審議した結果、現地の草刈りはまだ完了しておらず、耕作できる状況であると判断できないため、継続審議とすることが妥当であると判断しました。案件3と案件5から7については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>案件8と9について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。継続審議の案件4については別途審議をお願いいたします。案件4については、先ほどの事前審査会の報告では、まだ、現地が耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問等なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がなければ、案件4につきましては、申請者に、現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留といたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>案件4については保留とし、申請者に、現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留といたします。</p>
議 長	<p>次に案件1から3と案件5から9について審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、案件1から3と案件5から9については許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>案件1から3と案件5から9については、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
宮地主任	<p>今月は全体で7件の申請が出されております。議案書は5ページをお開きください。 案件1は、宗安寺、市街化調整区域、田、69㎡、外6筆、合計1,985㎡を、平成28年4月26日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、知人に耕作してもらっているため、あっせんの希望はないとのことです。 続きまして、議案書5ページから6ページにまたがります、案件2は、福井町、市街化調整区域、畑、584㎡の持分6分の1、外1筆、合計439.17㎡を、平成25年9月4日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、共有者の一人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。 なお、今回の相続により、届出地は届出人を含め、6名の共有となります。 案件3は、種崎、市街化区域、畑、392㎡を、平成26年11月15日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現地は届出者が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。 案件4は、重倉、その他の区域、登記地目、田、現況、畑、122㎡、外2筆、合計2,068㎡を、平成21年5月1日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、届出人が管理しているため、あっせんの希望はないとのことです。 なお、本案件につきましては、農地法第3条の3第1項の規定が施行され、農地を相続した際に届出が必要となった平成21年12月15日より以前に相続をしたものであり、届出が不要な案件となります。 よって、届出いただいておりますが、当該届出を受理するための法的根拠がないということになります。 ただし、不受理となりましても、相続等、権利関係に影響するものではありません。</p>

続きまして、案件5は、一宮しなね1丁目、市街化区域、登記地目、田、現況、畑、46㎡を平成28年6月19日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

議案書6ページから7ページにまたがり、案件6は、介良乙、市街化調整区域、田、998㎡、外6筆、合計4,190㎡を、平成28年4月18日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出地については、一部は利用権設定をし、その他の農地は届出人が管理しているため、あっせんの希望はないとのことです。

案件7は、春野町西分、市街化調整区域、田、710㎡の持分9分の1を、平成22年2月1日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

なお、今回の相続の結果、届出地は届出人の単有となります。

全ての案件につきまして、相続登記が済んだことを事務局で確認しております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

議長 第2号議案の説明が終わりました。それでは、第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。

楠瀬委員 案件1と2について、審査した結果、受理相当と認めました。

議長 次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。

成岡委員 案件3について、審査した結果、受理相当と認めました。

議長 次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いいたします。

竹内委員 案件4については、事務局からの説明にもありましたとおり、受理が出来ないため、不受理相当と認めました。案件5と6については、受理相当と認めました。

議長 次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いいたします。

上田委員 案件7について、審査した結果、受理相当と認めました。

議長 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案について、案件4以外は受理することに、また、案件4については法令の対象となる農地の取得に該当しないために不受理とすることに決定しますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 それでは第2号議案について、案件4以外は受理することに、また案件4については法令の対象となる農地の取得に該当しないために不受理とすることに決定します。

続きまして第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」について審議い

宮地主任

たします。事務局より説明をお願いします。

今月は全体で4件の申請が出されております。議案書は9ページをお開きください。
案件1は、宗安寺、田、776 m²を、露天の資材置場に転用するため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.9をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、譲受人はこれまで父と共に土木工事請負業を行っていましたが、今回、父から独立して事業を行うこととなり、申請地西側の土地が父の資材置場であることから、土木機材をお互いに貸借する場合の利便性や効率性を勘案し、申請地を選んだとのこととす。

申請地の利用計画としましては、申請地は約30cmの嵩上げを行い、全体を整地し、申請地の北側部分は工事用機材3台の駐車スペース及び工事用資材置場に、南側部分は工事用機材2台、及び、従業員の車3台の駐車スペースに転用する計画となっております。

進入路としては、申請地東側道路から進入する計画となっております。

なお、東側道路と比較し、申請地が低い位置にあるため、進入路部分については最大80cmの嵩上げを行う計画となっております。

また、申請地内においても、北側のスペースと南側のスペースとの間に高低差があるため、その部分については最大95cmの嵩上げを行う計画となっております。

被害防除計画としましては、東側は道路を挟んで原野、西側は農道及び水路を挟んで譲受人の父の資材置場、南側は畑、北側は原野及び山林、並びに農道となっておりますが、排水は雨水のみであり、自然浸透とすることから周囲への影響はないと考えるとのこととす。

添付書類としまして、隣接する農地の所有者からの同意書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では、平成28年11月17日付けで農用地区域からの除外となっております。土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

続きまして、案件2は、仁井田、畑、565 m²を、国土交通省発注の海岸堤防改良工事の現場事務所及び資材置場に一時転用するため、賃借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、事務局で確認したところ、当該申請地につきましては、高知市が実施した地

籍調査により土地の境界が確定され、実測面積 1012.47 m²の土地となりますが、現時点では地積更正の登記が完了しておりませんので、申請面積は現在の登記地積となります。

農地の種別につきましては農用地区域内農地ですが、本件は、許可日から平成 29 年 3 月 31 日までの一時転用であり、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イに該当するため、転用の不許可の例外であると考えられます。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、本件の賃借人は、建設業を営んでいる法人であり、四国地方整備局高知河川国道事務所発注の「平成 28 年度仁井田海岸堤防改良工事」を今回受注し、その現場事務所及び資材置場を確保する必要性が生じたため、施工場所に近い申請地を選定したとのことです。

申請地の利用計画としまして、申請地の南部分には施工のためのクローラクレーンを設置し、申請地北西部分には建築面積 39.76 m²の工事事務所 1 棟を設置、その他の部分については、従業員の車 7 台分の駐車スペース、及び、建設資材と残土の仮置場として使用する予定です。

なお、進入について、工事関係車両は申請地東側の隣地から進入する計画となっております。

被害防除計画としましては、設置する現場事務所には給排水設備がないため、申請地から発生する排水は雨水のみであり、申請地内に自然浸透させるとともに、し尿については申請地内に仮設トイレを設置し、貯留後、汲み取りを行うとのことです。

また、残土の仮置場には、土木シートを敷設し養生を行い、周辺農地への影響が出ないようにするとのことです。

添付書類としまして本案件の申請地は未相続地ですが、相続関係戸籍が添付されていないため、本申請で賃貸人となっている方のみが申請地について相続権を有する方であるのかどうか、確認できておりません。申請者には、相続関係戸籍の添付を依頼しておりますが、提出までに時間を要する旨の連絡がっております。

また、工事関係車両の進入にあたり、東側隣接地を通行する計画となっておりますが、東側土地所有者からの通行承諾書が添付されていないため、こちらも現在申請者に添付を依頼中です。

申請地西側の隣接農地所有者からの同意書は添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、農林水産課に現在照会中です。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

案件3は、介良甲、田、431㎡、外2筆、合計1,658㎡を、駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、農地法施行規則第44条第1項第2号に規定する「街区内において宅地率が40パーセントを超えているもの」に該当するため、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する「市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」に当たると考えられ、第3種農地と判断しています。

事業計画書によりますと譲受人は測量開発コンサルタント業を行う法人であり、申請地に隣接する本社では、150人が収用できる研修室を整備しており、社員研修のみならず、地域の防災学習や学術研究といった地元や社会への貢献の場として利用をしているとのことですが、現在は来客用の駐車スペースが確保できていないことから、十分な活用ができない状態であるとのことです。また、社屋の南側にある現在の駐車場には、法人で保有する車両及び従業員の車、合計96台分を駐車するスペースがありますが、不足状態であり、隙間に駐車をしてしのいでいるとのことで、今後数年間、10人から20人の新規採用も予定していることから、今回、従業員用に30台程度、研修室利用者用に35台程度の駐車場の新設を計画したとのことです。

申請地を選んだ理由としては、申請地は社屋の裏口に隣接しており、使い勝手がよいとともに、他に近くに借地できそうな土地もないことから、今回の申請地を選定したとのことです。

土地の利用計画としては、現地は30cmから40cm程度嵩上げをして、東側に隣接する市道と同じ高さにアスファルト舗装をし、67区画の駐車場として利用する計画となっております。

進入路としては、申請地東側市道から進入する計画となっております。

被害防除計画としましては雨水は、申請地の西から東にかけて勾配を取り、東側水路に排水する計画ですが、水路の手前に南北にかけて、雨水を浸透させるための碎石溝を設置し、水路への排水量を減らす計画となっております。

添付書類としまして市道を挟んで東側農地の所有者からの同意書、改良区の意見書、雨水を東側水路に排水するための高知市耕地課からの排水同意書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では、平成28年11月17日付けで農用地区域からの除外となっております。

土木委員の意見については、申請地東側水路の排水について、大雨時に冠水しやすい場所であるので、万全の措置を講じること、との意見を事務局で確認しております。

続きまして、案件4は、介良乙、登記地目、田、現況、畑、781㎡の内239.68㎡を農家住宅に転用するため使用貸借権を設定するという申請です。

現地案内図は、No.12をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、事務局では10ha以上の広がりのある集団農地であり第1種農地と判断していますが、集落に接続しており不許可の例外に該当するものと考えます。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としては、借人は現在、妻と子の3人で借家に居住しておりますが、子供の成長につれ、手狭となってきたとのことで、自己耕作地にも近い申請地を借りて自己住宅を建築することにしたとのことです。

申請地の利用計画としては、現地は造成せず、平らになるよう整地をし、建築面積72.15㎡の2階建て住宅1棟と2台分の駐車スペース、駐輪場、並びに遊具スペースに転用する計画となっております。

進入については、申請地南側市道より進入するとのことです。

被害防除計画として東側と南側は道路を挟んで宅地と畑、北側は貸人所有の畑、西側は同意のある畑となります。

排水計画について、家庭排水は申請地南側市道に埋設された下水道へ排水、雨水は自然浸透にて排水するとのことです。

添付書類として申請地の一部が駐車場及び倉庫として現在使用されておりますが、そのことについて、平成15年頃より農作業用の駐車場及び倉庫として使用していた旨の経過説明書が添付されております。

また、西側隣接農地の所有者からの同意書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令については農振法関係では、平成28年11月17日付けで農用地区域からの除外となっております。都市計画法に基づく開発許可については、農家住宅であるため、不要であることを高知市都市計画課に確認済みです。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議長 第3号議案の説明が終わりました。では事前審査会の報告をお願いします。第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いします。

楠瀬委員 案件1については、地元委員に現地を確認いただき、許可相当と認めました。

議長 次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

案件2については事務局からの説明にもありましたとおり、書類に不備があるため、保留とするのが適当であると決定しました。

議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。 案件3と4について、地元委員の報告を踏まえ審議した結果、許可相当であると認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見、ご質問のある方はおられませんか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がなければ審議を終わります。まず案件2につきましては、書類が不備であるため、保留と決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは案件2については保留と決定します。次に、案件4については、第1種農地であるため、県ネットワーク機構に意見を諮問したのち、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、案件1、3については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、それぞれ決定しますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件4については、県ネットワーク機構に意見を諮問したのち、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、案件1、3については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、それぞれ決定します。 次に、第4号議案、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
宮地主任	今月は全体で26件の申請が出されております。 内訳は、利用権の新規設定が9件、新規設定と更新設定が合わさったものが1件、更新設定が16件となっています。 議案書は11ページをお開きください。利用権設定についての総括を掲載しております。1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者、貸人が25人で延べ27人、利用権の設定を受ける者、借人が19人で延べ27人となっています。 土地の内訳は、田が63筆、47,169.13㎡、畑が9筆、7,328㎡です。 また、設定の内訳を見ますと、更新設定が55筆、39,849.13㎡、新規設定が17筆、14,648㎡となっています。 期間別に見ますと、3年未満が17筆、13,270㎡、3年から6年未満が41筆、32,482.13㎡、10年以上が14筆、8,745㎡となっています。 以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。 それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。

議案書は、12 ページをご覧ください。案件 3 は、布師田、田、949 m²を平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 15 ページの案件 7 と、議案書 18 ページから 21 ページにまたがります。案件 17、20、21、25、26 は中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受けるという内容の申請となっておりますので、まとめて説明いたします。

議案書 15 ページの、案件 7 は、高須、田、1,560 m²、外 1 筆、合計 1,649 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日までの 5 年間貸すという、使用賃借権の新規設定です。

なお、本件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定となっております。

議案書は 18 ページをお開きください。案件 17 は、春野町弘岡上、田、1,051 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間貸すという、使用賃借権の新規設定です。

本件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定となっております。

続きまして、議案書 19 ページの案件 20 と、議案書 20 ページの案件 21 は、議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 1 及び案件 2 と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 34 ページをお開きください。合意解約通知の件、案件 1 及び案件 2 は、次に説明します利用権設定の申出地において、これまで利用権設定がされていましたが、これを合意解約したものです。

両案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

それでは、第 4 号議案の説明に戻ります。議案書は 19 ページをお開きください。

案件 20 は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、469 m²、外 1 筆、合計 1,520 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日までの 5 年間、貸すという賃借権の新規設定です。

本件の最終貸付予定者は、現地で野菜を耕作する予定となっております。

続きまして、議案書は 20 ページをお開きください。案件 21 は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、1,890 m²、外 3 筆、合計 3,756 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日までの 5 年間、貸すという賃借権の新規設定です。

本件の最終貸付予定者は、現地で野菜を耕作する予定となっております。

案件 25 は、春野町芳原、田、1,390 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間、貸すという賃借権の新規設定です。

本件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定となっております。

続きまして、議案書 21 ページの案件 26 は、春野町西諸木、田、1,840 m²、外 1 筆 合計 2,235 m²を平成 29 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 10 年間、貸すという賃借権の新規設定です。

本件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定となっております。

議案書は 16 ページにお戻りください。案件 9 は、新規設定と更新設定が合わさった案件となりますが、まとめて説明いたします。

本案件は、介良甲、田、525 m²、外 1 筆、合計 1,182 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の更新設定及び新規設定です。

議案書 17 ページの、案件 11 は、介良乙、田、793 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 49 年 1 月 31 日までの 20 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

案件 13 は、大津乙、登記地目、田、現況、畑、548 m²の内 324 m²、外 1 筆、合計 648 m²を、平成 29 年 2 月 1 日から平成 44 年 1 月 31 日までの 15 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は仁井田で 9.9 a の畑を借入れし、大葉を栽培しているとのことで、今回の借入地ではハウスでレタスを栽培し、専業農家として収穫量の増加を図っていききたいとのことです。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の農地部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成 29 年 2 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

議 長 第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員 案件 1 と案件 2 について妥当と認めました。

議 長 次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件 3 から 16 については妥当なものと認めました。

議 長 次に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員 案件 17 から 26 については妥当なものと認めました。

議 長 それでは第 4 号議案について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 (意見、質問なし)

議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第4号議案については、 妥当なものと決定することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第4号議案は、妥当なものと決定いたします。 次に、第5号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
宮地主任	議案書は23ページをお開きください。 今月は9件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、 議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が1件、鴨田が1件、議案書は24ページに移りまして、五台山 が1件、三里が1件、議案書は25ページにまたがりまして、一宮が2件、土佐山が2 件、春野が1件となっています。 すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。 なお、面積が1,000㎡を超える案件については、事務局でも現地調査を行っており ます。 追認をお願いします。
議 長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第5号議案については、 追認することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、第5号議案については追認することに決定いたします。 次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。
宮地主任	「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」、議案書は27ページ をご覧ください。 今月は、4件の届出が出されております。 地区の内訳は、朝倉が1件、潮江が1件、中央が1件、介良が1件となっております。 全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理して おります。 続きまして、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」、議案書 は29ページをご覧ください。 今月は19件の届出が出されております。地区の内訳は、議案書30ページにまたが りまして、朝倉が6件、旭が2件、秦が1件、三里が1件、議案書31ページにまたが

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>りまして、長浜が3件、一宮が1件、高須が1件、介良が2件、議案書は32ページに移りまして、大津が2件となっております。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして、議案書は34ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」、今月は2件の合意解約が出されております。</p> <p>地区の内訳は、春野が2件となっております。</p> <p>詳細については、第4号議案の関連案件として説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>両案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、議案外報告を終わります。</p> <p>その他に何かございますか。委員の皆さんから無いようであれば、事務局からの報告をお願いします。</p>
<p>事務局報告 榮枝管理主幹 岩崎次長 楠瀬委員 榮枝管理主幹 横山委員 岩崎次長 横山委員</p>	<p>(12月1日付で高知県が認可した農用地配分計画について、資料に基づいて説明)</p> <p>(平成28年度今後のスケジュール(案)について別紙に基づき説明)</p> <p>1月23日の臨時総会は、第一事前審査会と同日になっているが、同じ日でいいですか。</p> <p>はい、同じ会場で、引き続きでやるように構えております。</p> <p>朝倉の移動農業委員会が2月3日ということでは予定されていると聞いておりますが、その会で、新体制の農業委員とか推進委員の候補者の方にもご説明したいと思うんですが、それまでに募集の要領のようなものはできますか。</p> <p>予定としては、1月19日の検討委員会と23日の臨時総会で、全てではないですが、何でも話を決めていきたいと思っておりますので、ある程度のことは移動農業委員会でお話しできるかと思っております。また、機会をとらえて募集もしていけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>年々、農業委員という制度への関心が薄れているように感じておりまして、こういう機会である程度ご説明しておかないと、後からどこで説明をしたのか、と言われるようなことも想定されますので、事務局でもそのあたりをご配慮いただきたいと思います。</p>

加藤委員	ます。 移動農業委員会については、土佐山、朝倉と鏡が大体同じ時期にやると思いますので、説明についても大体同じ内容になるようお願いしたい。
吉良局長	定数とか、大まかなところは議会も通って既に決定されておりますので、細々とした部分はまだ決めないといけませんが、可能な範囲でお話させていただくつもりです。
田内委員	移動農業委員会は、年度で回っているのか暦年で回っているのか。7月までに全地区やるということでもいいですか。
吉良局長	特に年度でとか暦年でということを取り決めがあるわけではありませんが、今年については新体制への移行に向けて、7月までに各地区1回やるという計画です。移動農業委員会の大きな目的としては、市長に対する意見の提出に向けて地元の意見を吸い上げるということがあると思うので、それであれば、意見の提出をひとつの区切りとして実施しているということが言えると思います。
次回農地部会 議長	次回の農業委員会は2月6日(月)を予定しております。
閉 会 議長	(農地部会長 中山 忠明 挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分)) 以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 29年 3月 28日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

楠瀬 裕久

議事録署名委員

島田 研一

議事録作成者

竹内 啓朗